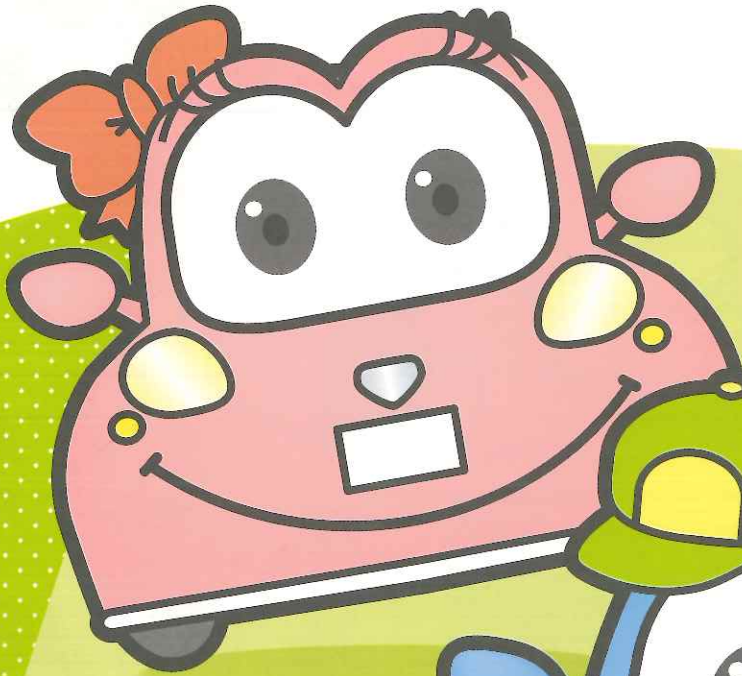


「しんらい」をお届けします!!

関 自 共 の

自動車共済

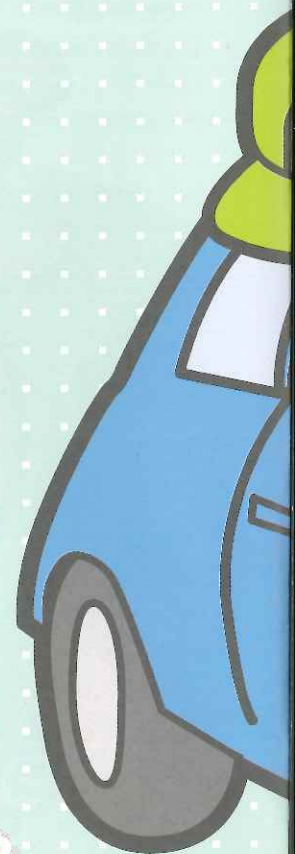
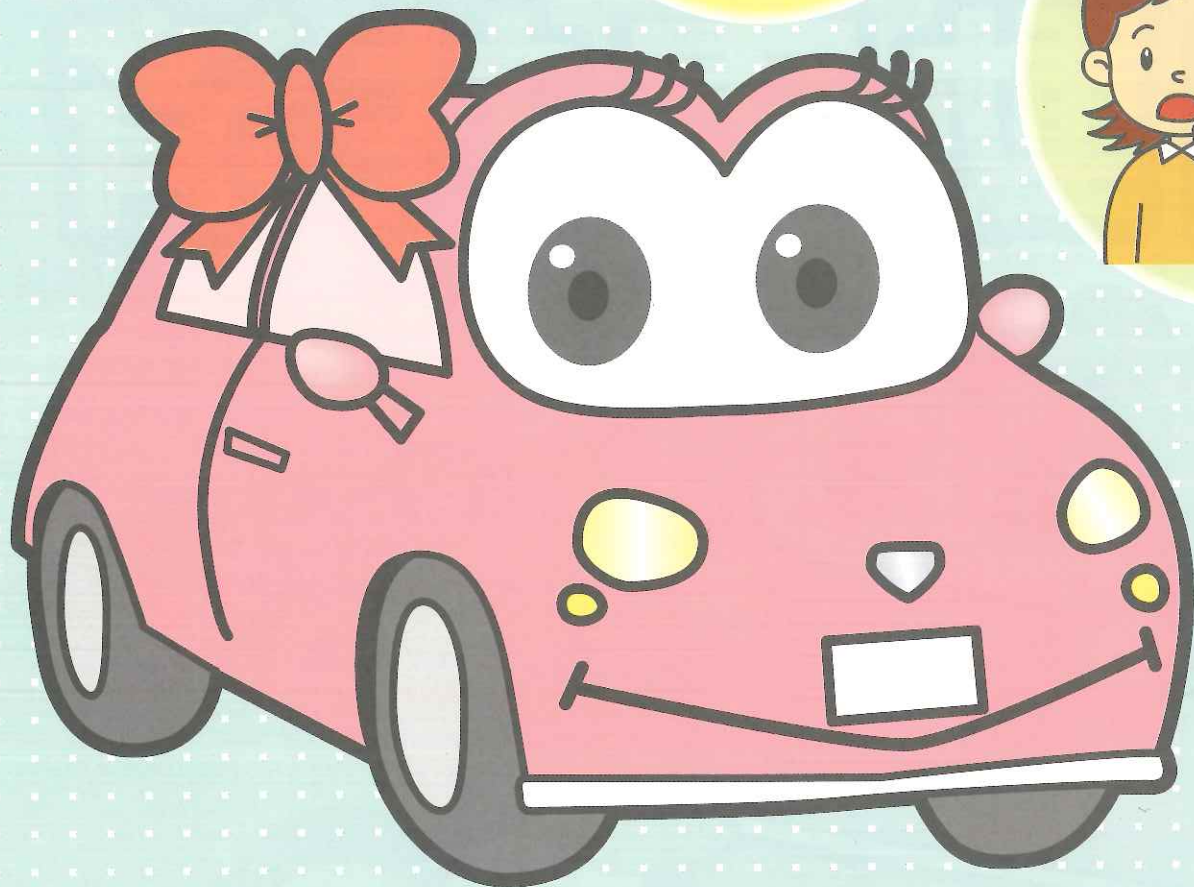


関自共であんしん。

ゆとりのカーライフを!!

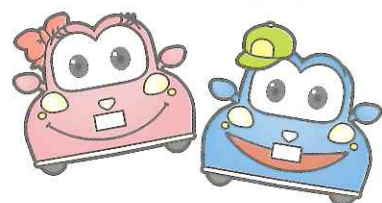


関東自動車共済協同組合



損保や他共済からも 無事故歴を継承します!

関自共に変更されても
今までの無事故歴をそのまま利用できます。



安心の 示談交渉サービス!

1 相手方との示談交渉はもとより
各種書類の作成など
事故解決まで誠意を持って対応!

2 専門職員によるキメ細かい交渉と
親密なご契約者との連絡!

3 顧問弁護士による
訴訟対応への協力体制!



全国にある5つの組合が
皆さまをサポートします。
どこで事故が発生しても安心です。
キメ細かなサービスの提供を
実施しています。

全国自動車共済協同組合連合会
北海道自動車共済協同組合
東北自動車共済協同組合
関東自動車共済協同組合
中部自動車共済協同組合
西日本自動車共済協同組合



相手方への賠償

対人賠償共済・・・示談交渉付



《共済金をお支払いする主な場合》

- 自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負ったときに、被害者1名ごとに自賠償共済等の補償額を超える部分に対し、共済金額を限度に共済金をお支払いします。

【共済金をお支払いできない主な場合】

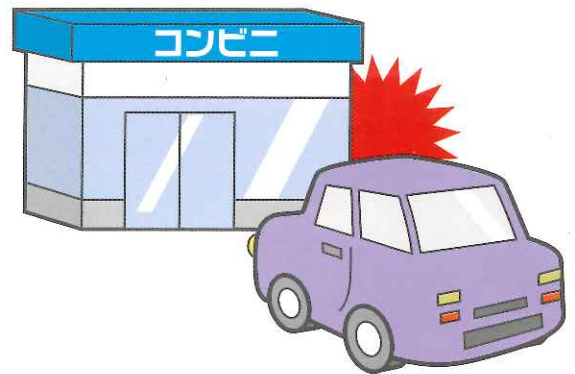
- 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被共済者が被った損害
 - 記名被共済者
 - 被共済者の父母、配偶者または子
 - 被共済者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人
 - 被共済者の使用者の業務に従事中の他の使用人(ただし、被共済者の範囲がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。)ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。

……など

【対人賠償高額判決例】……………安心の無制限がおすすめ!

人身総損害額	裁判所・判決日	被害者・年齢	事故形態	被害内容
3億6,756万円	名古屋地裁 平17・5・17	会社員・ 男・33才	車線変更中接触	後遺症
3億5,936万円	大阪地裁 平19・4・10	会社員・ 男・23才	直進原付と右折 乗用者の衝突	後遺症

対物賠償共済・・・示談交渉付



《共済金をお支払いする主な場合》

- 自動車事故により、他人の自動車などの財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに、1事故につき共済金額を限度に共済金をお支払いします。

【共済金をお支払いできない主な場合】

- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被共済者が被った損害
 - 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子

……など

【対物賠償高額判決例】……………安心の無制限がおすすめ!

認容総損害額	裁判所・判決日	事故日	被害物
2億6,135万円	神戸地裁 平6・7・19	昭60・5・29	積荷
1億3,450万円	東京地裁 平8・7・17	平3・2・23	パチンコ店

【対人・対物賠償共済共通のお支払いできない主な場合】

- 被共済者の故意による損害
- ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子に対する損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火・津波・革命・内乱・紛争・台風・高潮・こう水・核燃料物質等による損害
- ご契約のお車を競技・曲技・試験のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害

……など

ご自身・ご家族・乗車中の方への補償

人身傷害共済・・・お客さまの過失にかかわらず十分な補償を提供！

《共済金をお支払いする主な場合》

- 自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中に死傷された場合、約款の損害額算定基準に基づいて算出した共済金をお支払いします。

こんな事故のときに...



出会い頭に相手トラックと接触事故でケガ!過失割合が40:60



電柱に衝突!同乗していた妻が大ケガで入院、子供が打撲で治療



Aさんが歩行中に、無保険車にはねられ入院

《例:過失割合40%(お客さま):60%(相手方) 共済金額5,000万円》

人身傷害共済に加入していない場合

- 相手方からの賠償金: $5,000万円 \times 60\% = 3,000万円$
- お客さまの自己負担: $5,000万円 \times 40\% = 2,000万円$

人身傷害共済に加入している場合

関自共がまとめて全額補償
(ご契約金額限度)

- お客さまやご家族の方が歩行中の事故でも補償します。(個人契約に限ります)
- 相手との面倒な交渉は不要です。



示談成立前でもお支払いします。

■ お支払いの対象になる損害 ■

入院・通院された場合	治療費などの実費	+	休業損害 働けない間の収入	+	精神的損害	など
後遺障害が残った場合	治療費などの実費	+	逸失利益 労働能力を喪失したことにより失った将来の収入	+	精神的損害	+ 将来の介護料 など
お亡くなりになった場合	治療費などの実費	+	逸失利益 お亡くなりになったことにより失った将来の収入	+	精神的損害	+ 葬儀費用 など

無共済車傷害特約

《共済金をお支払いする主な場合》

- 自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡したり、身体に後遺障害を被った場合で、他の自動車が無共済であったなど、十分な損害賠償が受けられないときに共済金をお支払いします。人身傷害共済で補償される場合は、人身傷害共済から優先的に共済金が支払われ、不足する額について無共済車傷害特約からお支払いします。 ※対人賠償共済に自動的にセットされます。

自損事故傷害特約

《共済金をお支払いする主な場合》

- 電柱との接触または崖からの転落などの自損事故により、保有者・運転者または搭乗中の方が死傷され、自賠償共済等から補償されない場合で、かつ人身傷害共済からも共済金が支払われないときに共済金を支払います。 ※対人賠償共済に自動的にセットされます。

搭乗者傷害共済

※医療共済金は「部位・症状別払」となります。

《共済金をお支払いする主な場合》

- 自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合、ご契約金額に基づいて共済金をお支払いします。

人身傷害共済・無共済車傷害特約・自損事故傷害特約 搭乗者傷害共済共通のお支払いできない主な場合

- 被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害・損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火・津波・革命・内乱・紛争・台風・高潮・こう水・核燃料物質等によって生じた傷害・損害
- 異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者に生じた傷害・損害
- 被共済者が、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害・損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により、その本人に生じた傷害・損害
- 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害・損害
- 共済金を受取るべき者の故意などによって生じた傷害・損害(その者の受取るべき金額部分)
- ご契約のお車を競技・曲技・試験のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害

ご契約のお車の補償

一般車両共済…大きな補償を受けたい方

《共済金をお支払いする主な場合》

- ご契約のお車が衝突・接触・火災・盗難などの偶然な事故により損害を被った場合に、共済金額を限度にお支払いします。



車対車+危険限定…掛金を安くしたい方

《共済金をお支払いする主な場合》

- ご契約のお車が車対車の衝突・接触事故もしくは盗難事故等の走行に起因しない事故により損害を被った場合のみに、共済金額を限度にお支払いします。



車対車…掛金をさらに安くしたい方

《共済金をお支払いする主な場合》

- ご契約のお車が車対車の衝突・接触事故により損害を被った場合のみに、共済金額を限度にお支払いします。



車両共済
(車対車+危険限定、
車対車含む)
のお支払いできない
主な場合

- ご契約者、被共済者または共済金を受取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火・津波・革命・内乱・紛争・核燃料物質等によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 故意損害
- 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他の自然消耗
- タイヤおよびご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害
- 法令により禁止されている改造を行なった部分品に生じた損害
- ご契約のお車を競技・曲技・試験のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害

ご契約のお車を 運転される方の年齢は？

個人契約の場合は、同居のご家族で運転される方のうち、最も若い方の年齢に合わせてお選びください。(法人や個人事業主の場合は、従業員など運転される方の年齢に合わせてお選びください。)



- 自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車/二輪自動車/原動機付自転車が対象です。
- ご契約のお車が原動機付自転車の場合、「21才以上」「全年齢」のいずれかをお選びください。
- 運転免許新規取得者に対する自動補償制度
記名被共済者が個人のご契約で、運転者年齢条件に該当しない新規に運転免許を取得された方が運転中の事故については、免許取得日の翌日から起算して30日以内の事故で、かつ、同期間内に運転者年齢条件の変更または削除のお手続きをした場合に限り、対人賠償および対物賠償の共済金をお支払いします。

ノンフリート等級別割引・割増制度

- ノンフリート等級別無事故係数(7F~20等級)がそれぞれ①無事故係数と②事故有係数とに区分され適用されます。
事故有係数適用期間は、0年を下限とし、6年を上限とします。



各種掛金割引制度

ご契約内容により
掛金が割引となります！



- 運転者家族限定割引…**3%**
- 運転者本人・配偶者限定割引…**7%**
- 新車割引…
 - ①自家用(普通・小型)乗用車で初度登録年月からご契約開始月が25か月以内の場合
車両共済以外…**9%**、車両共済 **6%**
 - ②自家用軽四輪乗用車で初度検査年月からご契約開始月が25か月以内の場合
対人賠償 **8%**、人傷・搭乗者…**20%**
- 複数所有新規割引…最大**28%**
- ノンフリート多数割引(5台~9台)…**5%**
- 3台割引…**5%**
- 福祉車両割引…**3%**
- エコカー割引…**3%**
初度登録年月または初度検査年月からご契約開始月が13ヶ月以内の場合



キャッシュレス契約をおすすめします！

初回口座振替方式

ご契約時に現金のご用意の必要がありません。
ご契約開始月の指定日に、ご契約者様のご指定金融機関口座から自動引き落としとなります。

掛金引落し口座設定の際、銀行届印をご用意ください。

主な特約とその概要

対物超過修理費用特約

【共済金をお支払いする主な場合】

- 対物賠償が支払われる場合に相手自動車全損となり、修理費用が時価額を超える場合に、その超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故日の翌日から6カ月以内に相手自動車を修理された場合に限りです)



他車運転特約

【共済金をお支払いする主な場合】

- 記名被共済者が個人の場合で、かつご契約のお車が家用8車種である場合に自動付帯されます。他の自動車(家用8車種^(※))に限ります。またご家族の所有自動車等を除きます)を運転中の事故に対し、他の自動車をご契約のお車とみなし賠償共済・自損事故共済・車両共済(所定の要件を満たす場合にかぎります)を適用します。
※自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、特種用途自動車(キャンピング車)



臨時代替自動車特約

【共済金をお支払いする主な場合】

- 記名被共済者が法人の場合に自動付帯されます。ご契約のお車の整備・修理・点検中に臨時に借受けた自動車をご契約のお車とみなして賠償責任条項、人身傷害条項、搭乗者傷害条項、自損事故傷害特約、無共済車傷害特約および臨時費用特約でお支払いの対象となる共済金をお支払いします。



車両新価特約

【共済金をお支払いする主な場合】

- ご契約のお車が事故で全損または新車価格相当額の50%以上の損害が発生し、代替自動車を取得または協定共済金額を超えて修理する場合に新車共済金額を限度に共済金をお支払いします。



車両超過修理費用特約

【共済金をお支払いする主な場合】

- ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を超えた場合、共済金額を超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故の翌日から6カ月以内にご契約のお車を修理された場合に限りです)



原付バイク特約

【共済金をお支払いする主な場合】

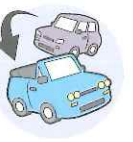
- 記名被共済者またはそのご家族が原動機付自転車(借用車を含みます)を運転中に起こした事故について共済金をお支払いします。



被共済自動車の入替自動補償特約

【共済金をお支払いする主な場合】

- ご契約のお車を廃車・譲渡等により新規取得自動車と入替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に入替の承認請求を行なうなど所定の条件をみたした場合には、入替自動車をご契約のお車とみなします。



代車費用特約(実損払)

【共済金をお支払いする主な場合】

- ご契約のお車が事故により使用不能となり、代替交通手段としてレンタカー等を借入れた場合に、当組合が承認する期間(最大30日間)の借入費用について共済金日額を限度として実費をお支払いします。



弁護士費用特約

お客さまに代わって示談交渉ができないときお役に立ちます。

【共済金をお支払いする主な場合】

- 被共済者が自動車事故により身体や所有財物への被害を受けた場合、損害賠償のために弁護士費用や弁護士への法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。



- ◆弁護士費用として1事故1名300万円限度
- ◆法律相談費用として1事故1名10万円限度

盗難代車特約

(被共済自動車の盗難に関する代車等費用特約)

【共済金をお支払いする主な場合】

- ご契約のお車が家用8車種^(※)の車両共済に自動にセットされます(盗難不担保を除きます)。お車が盗難(一部のもの盗難を除く)により使用不能となった場合に、所定の共済金をお支払いします。



※自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、特種用途自動車(キャンピング車)

事故付随費用特約

【共済金をお支払いする主な場合】

車両事故でご契約の自動車が自力走行できなくなった場合、お客さまが負担した次の費用をお支払いします。

- 臨時宿泊費用…1回の事故について1名あたり1泊1万円を限度にお支払いします。
- 臨時帰宅・移動費用…1回の事故について1名あたり2万円を限度にお支払いします。
- 搬送・引取費用…1回の事故について15万円を限度にお支払いします。
- キャンセル費用…1回の事故について50万円を限度にお支払いします。

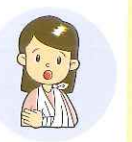


臨時費用特約

【共済金をお支払いする主な場合】

治療日数4日目から補償開始のお見舞い費用等補償プラン!

- 特長1 契約者または被共済者の範囲にお支払いします。
- 特長2 使い方は自由です。
たとえば、お見舞いの諸費用など。
- 特長3 運転者の家族限定や年齢条件に関する特約は、適用されません。



- 治療日数4日目から補償開始!
- 自動車を運転中に、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない時、共済金をお支払いします。
- 1回の対人事故につき、お支払する金額は、被害者1名につき、最高50万円をお支払いします。
- ご契約期間中、何度事故を起こされても被害者1名あたりの限度額は減額されません。

携帯電話からもご利用できます!

レッカー急行サービス

ご契約のお車が、事故や故障で自力走行不能な場合に、最寄りの修理工場等に車両の搬送を行います。(10Kmまで無料)

故障・修理時クイックサービス

キー閉じ込みの鍵錠(特殊シリンダーの場合は有料になります。)、パンク時のスペアタイヤとの交換(パンク修理は有料となり、現場での対応はできません。)、ガス欠等のトラブルに迅速に対応します。(30分程度の応急修理を行います。)

※30分を超える作業や特殊作業、部品・油脂代、支援車両の有料道路料金等は、お客さまのご負担となります。

- 本サービスは、ご契約のお車が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5ト以下)、特種用途自動車(キャンピング車)で、対人・対物以上をご契約いただいた場合にご利用いただけます。
- 本サービスは、共済証書記載のお車に対して共済期間中にご利用いただけます。
- 法令に違反する行為が認められた場合(飲酒運転、無免許運転、薬物使用、違法改造など)には、無料ロードサービスの提供はいたしません。



24時間・緊急サポートサービス!

緊急通報サービス

車両のトラブル発生時、24時間/年中無休体制で緊急通報の受付・対応を行います。

応急処置のアドバイス

安全性を確保する応急処置のアドバイス、状況に応じた出動応急。出動支援：修理、レッカー車等の出動支援を迅速に行います。



夜間・休日の緊急事故受付センター



0120-89-8819

- 平 日…17:00から翌朝9:00まで
- 土・日・祝日……………終日
- 年末・年始……………終日

携帯からもOK!!



1. 営業時間内の事故受付などは、ご契約の取扱代理所または当組合にご連絡下さい。
2. 「夜間・休日緊急事故受付」とは、ご契約者が当組合の休業日や深夜など時間外に事故を起こした場合、現場などからの報告を受けるとともに現場の応急処置にお困りの時に対応をアドバイスいたします。事故内容の詳細については、後日ご契約の支部からご連絡を差し上げます。

かならずご確認ください

●契約締結時にご注意いただきたいこと

ご契約の際、記名被共済者の氏名、お車の用途・車種・型式・初度登録年月・排気量・安全装置等・有償運送貨物の有無・前契約の事故の有無・事故件数などをお知らせください。事実と相違している場合、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。

●契約締結時においてご注意いただきたいこと

①次のような場合、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

- 遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き(変更手続き書類のご提出および追加共済掛金のお支払いなど)いただけない場合は、事故の際に共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- ご契約のお車の用途車種・登録番号等を変更する場合や以下の事項についても遅滞なくご連絡願います。
- ご契約者の住所の変更
- 車両共済をご契約の場合でご契約のお車の改造や高価な付属品の装置などによりお車の時価が著しく増加する場合

②次のような場合、ただちに取扱代理所または当組合にご通知ください。

- なお、ご契約の変更手続き前や追加共済掛金をお支払いいただく前に発生した事故については、共済金のお支払いができないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますのでご注意ください。
- 記名被共済者の氏名が変更となる場合
- 共済金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約条件の変更を希望される場合
- 運転者限定特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合
- 運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合
- 買い替えなどにより、ご契約のお車に変更となる場合
- ご契約のお車を譲渡する場合
- ……など

●ご契約を中断された場合

ご契約のお車の廃車・譲渡・リース業者への返還・車検切れ・記名被共済者の海外渡航等にもとない、一時的にご契約を中断された場合、中断後の新たなご契約に、中断前のご契約の等級を適用できる場合があります。なお、ご契約の中断日から13か月以内にお手続きを取らないとこの制度をご利用になれません。

●解約と解約返れい金など

ご契約後、共済契約を解約される場合には、取扱代理所または当組合にお申出ください。解約の条件によっては、当組合の定めるところにより掛金を返還、または請求させていただく場合があります。また、返還される掛金があっても多くの場合で払込まれた掛金の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

●共済金の消滅または共済掛金の追徴事項のご説明

当組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつその損失金を繰越剰余金および諸積立金をもって補うことができなかつたときは、総代会の議決を経て、共済金の削減または共済掛金の追徴を行なう場合があります。

●リスクの分散

関東自動車共済協同組合は、組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を締結し、リスクの分散を行なっています。

このパンフレットは、「自動車共済」の概要を表したものです。

詳細については、「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理所または当組合にお問合せください。

お問い合わせ先:

関東自動車共済(協) 千葉県支部

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル6F

Tel.043-224-5222 Fax.043-224-3164